

※「三重県議会 議会活動計画」抜粋

III 取組の評価

分権時代を先導する議会を目指し、一層の議会改革を進めるため、上記Ⅱ 1～4に掲げた取組について評価を行い、その反省に立った改善に努めます。

評価のサイクルは概ね年次毎の評価と現議員任期4年間を通した総合的な評価に大別します。

年次毎の評価は、常任委員会、広聴広報会議及び特別委員会が中心となって行い、現議員任期4年間を通した総合的な評価は、議会改革推進会議において検討の上、検討結果を代表者会議に報告し、代表者会議において決定します。

それぞれ、具体的な評価方法は次によることとします。

1 年次毎の評価

(1) 常任委員会による自己評価

① 評価対象年次当初（5月会議）

- ・委員長は、委員会で協議の上、「常任委員会活動計画書」（資料1）を作成します。

② 評価対象年次上半期末（9月定例月会議）

- ・委員長は、9月定例月会議の委員会で、全委員（予算決算常任委員会においては理事）と、当該年次上半期の委員会活動の振り返りを行います。
- ・委員長は、振り返りで明らかになった気づき等を「常任委員会活動 上半期振り返りシート」（資料2）に取りまとめ、下半期の委員会活動に生かしていきます。

① 評価対象年次末（2月定例月会議）

- ・委員長は、「常任委員会活動計画 実績書」（資料3）を取りまとめ、全委員（予算決算常任委員会においては理事）に報告するとともに、「常任委員会活動チェックシート」（資料4）による当該年次の委員会活動の評価を依頼します。
- ・委員長は、各委員から提出された「常任委員会活動チェックシート」（資料4）による評価を踏まえ、「常任委員会活動 評価総括表」（資料5）として当該年次の委員会活動について評価を行い、委員長会議に報告します。
- ・委員長会議は、委員会活動の評価が適切に行われているか確認し、評価結果を代表者会議に報告します。

(2) 広聴広報会議による自己評価

① 評価対象前年次末（2月定例月会議）

- ・座長は、評価対象年次の「議会広聴広報計画」（資料6）を作成し、広聴広報会議で決定します。

② 評価対象年次末（2月定例月会議）

- ・座長は、「議会広聴広報計画 実績書」（資料7）を取りまとめ、委員に報告するとともに、「議会広聴広報活動チェックシート」（資料8）による当該年次の広聴広報活動の評価を依頼します。
- ・座長は、各委員から提出された「議会広聴広報活動チェックシート」（資料8）による評価を踏まえ、「議会広聴広報活動 評価総括表」（資料9）として当該年次の広聴広報活動について評価を行い、代表者会議に報告します。

(3) 特別委員会による自己評価

① 特別委員会設置時

- ・委員長は、委員会で協議の上、「特別委員会活動計画書」（資料10）を作成します。

② 調査終了時

- ・委員長は、「特別委員会活動計画 実績書」（資料11）を取りまとめ、全委員に報告するとともに、「特別委員会活動チェックシート」（資料12）による当該年次の委員会活動の評価を依頼します。
- ・委員長は、各委員から提出された「特別委員会活動チェックシート」（資料12）による評価を踏まえ「特別委員会活動 評価総括表」（資料13）として、当該年次の委員会活動について評価を行い、評価結果を代表者会議に報告します。

(4) 代表者会議による評価の取りまとめ

① 評価対象年次末（2月定例月会議）

- ・代表者会議は、報告を受けた評価結果を参考として議会活動全体の評価を取りまとめます。

② 評価対象年次の翌年次当初（5月役員改選時）

- ・代表者会議は、5月の役員改選後に、議会活動全体の評価結果を踏まえ、改善事項や注力すべき事項を決定し、今後の議会活動の参考とともに、各常任委員会及び広聴広報会議に申し送ります。
- ・各常任委員会及び広聴広報会議は、評価結果等を踏まえた取組を実施します。

常任委員会活動評価総括表

1 委員会活動の振り返り(委員会討議の結果の概要を記載する)

委員間討議の充実に向けて、今後、議論を深めていく工夫が必要である。

「みんなく予算」導入へあわせて、県外調査で東京都の事例を調査するなどして、参考人を招き、住民参加型予算の海外の事例等の情報を得たうえで、県の取組をしつかり調査することができた。

9月補正予算や2月補正予算については迅速に審査、採決を行い、適切に対応することができた。

「みえ県民力ビジョン・第三次行動計画」の策定にあたり、鎌倉市の事例を現地調査したうえで、SDGsの視点からしつかりと調査を行った。

また、予算決算の立場から知事に対して要望することができるた。

2 各委員会(理事)の評点の平均点

○基本方針～住民本位の政策決定～政策監視・評価の推進～ 議会の本来の機能である政策決定並びに知事等の事務の執行について監視及び評価を行います。

番号	評価対象取組	取組の方向	評価の視点	平均点
1 委員会審議の活性化	議事機関としての議会の機能を十分発揮するため、議員相互間の討議を積極的に行うよう努めます。 また、効率的かつ効果的な委員会の運営を図るために、委員長会議の開催をはじめとした委員会間の情報共有・調整及び連合審議会の活用に努めます。	議員間討議の機会を十分に確保されていましたか。 議員間討議の機会を十分に活用しましたか。 議員間討議を通じて合意形成を図るよう努めましたか。	3.3	
2 年間活動計画	効率的かつ効果的な委員会の運営を図るため、1年間の活動スケジュール、重点調査項目、県内外調査等の予定について定める年間活動計画を策定します。	年間活動計画の策定に当たって、委員会で十分に議論を行いましたか。 年間活動計画の内容は適切なものでしたか。 年間活動計画に沿って委員会活動を行いましたか。	3.9	
3 重点調査項目		重点調査項目の設定に当たって、委員会で十分に議論を行いましたか。 重点調査項目に沿って十分な調査・審査を行いましたか。	3.9	
4 県内外調査	「重点調査項目」を中心として、所管事項について調査するための県内外調査の予定を「年間活動計画」で定めます。	県内外調査の調査先は適切でしたか。 調査先で十分な調査を実施しましたか。	4.1	
5 当初予算による調査・審査	「当初予算」については、毎年度、議長を除く全議員参加型の予算決算常任委員会を中心に調査・審査を行います。当初予算について、予算編成が始まる前や予算要求の段階から予算調剤方針、予算要求状況などの調査・審査を行います。	当初予算について十分な調査・審査を行いましたか。	3.7	
6 総合計画による調査・審査	予算決算常任委員会に6つの分科会を設置し、当初予算の詳細な調査・審査を行います。	当初予算における議会の意思を反映させるよう、具体的な提言や提案を実施しましたか。	3.9	
7 個別の行政計画に係る調査・審査	総合計画及びみえ県民力ビジョン・行動計画の「成長レポート」の作成に合わせて調査・審査を行います。	総合計画等に議会の意思を反映させるよう、具体的な提言や提案を実施しましたか。	3.9	
○基本方針～開かれた議会運営の実現～ 議会活動を県民に広く開かれた議会運営を行います。				
番号	評価対象取組	取組の方向	評価の視点	平均点
1 参考人制度等の活用	県政の重要な案件又は県民の利害に關わる重要な案件の調査・審査に当たっては、専門的知識を有する者のほか、利害關係者や県民の意見を反映させるため、必要に応じて参考人の招致や公聽会の開催を行いました。	参考人招致や公聽会における意見をその後の調査・審査に活用しましたか。	4.2	
2 議題への対応	個別の行政計画については、改定時期を見据え、基本的には所管の常任委員会で調査・審査だけでなく、本会議における議会の趣旨を反映させるよう、具体的な提言や提案を実施しましたか。 個別の行政計画に議会の意思を反映させるよう、具体的な提言や提案を実施しましたか。	議題は適切な方法で実施しましたか(執行部からの意見聴取や紹介議員の出席要請、議題の参考人招致など)。 受理した議題については、必要に応じて、知事等に対して所管の委員会において、議会の運営及び結果の報告を求めるほか、国等に対する経験を提出するなど、議会として議意の実現に向けた取組を行いましたか。(知事等に対する経験を提出等の要求、知事等への申し入れ、意見書の提出など)	4.2	

委員会名(総務地域連携常任委員会)

1 委員会活動評価総括表
委員会活動の振り返り(委員会討議の結果の概要を記載する)

・公文書管理条例については、委員間討議を活発にし、しっかりと調査・審査することができた。

・県内調査では、重点調査項目に沿って調査し、委員会の調査にも活かすことができた。

・また、県外調査では、省内でも課題である交通空白地対策としてのライジニアの取組について調査できることがよかったです。

2 各委員会(理事)の評点の平均点

○基本方針～住民本位の政策決定と政策監視・評議の推進～ 議会の本来の機能である政策決定並びにに知事等の事務の執行について監視及び評議を行います。

番号	評議対象取組	取組の方向	評議の観点	平均点
1	委員会審議の活性化	議事機関としての議会の機能を十分發揮するため、議員相互間の討論を積極的に行うよう努めます。 また、効率的な議事運営のため、議長会議の開催をはじめとした委員会間の情報共有・調整及び連合審査会の活用に努めます。	議員間討議の機会は十分に確保されていましたか。 議員間討議の機会を十分に活用しましたか。 議員間討議を通じて合意形成を図るよう努めましたか。	3.9.
2	年間活動計画	効率的かつ効果的な議会の運営を図るために、議長会議スケジュール、重点調査項目、県内外調査等の予定について定める年間活動計画を策定します。	年間活動計画の策定に当たって、委員会で十分に議論を行いましたか。 年間活動計画の内容は適切なものでしたか。 年間活動計画に沿って委員会活動を行いましたか。	4.0
3	重点調査項目	県政で課題となる項目など、年間を通じて特に調査を行っていく必要がある事項を「重点調査項目」として年間活動計画で定めます。	重点調査項目の設定に当たって、委員会で十分に議論を行いましたか。 重点調査項目の内容は適切なものでしたか。 重点調査項目について十分な調査・審査を行いましたか。	4.0
4	県内外調査	「重点調査項目」を中心として、所管事項について調査するための県内外調査の予定を年間活動計画で定めます。	県内外調査の調査先は適切でしたか。 調査先で十分な調査・審査を行いましたか。 県内外調査における内容をその後の調査・審査に活用しましたか。	4.4
5	当初予算に係る調査・審査	「当初予算」については、毎年度、議長を除く全議員参加型の予算決算常任委員会を中心して調査・審査を行います。 当初予算に係る前や予算要求の段階から予算調整方針、予算要求状況などの調査・審査を行います。	「当初予算」について十分な調査・審査を行いましたか。 当初予算に議会の意思を反映させるよう、具体的な提言や提案を実施しましたか。	3.9
6	総合計画に係る調査・審査	個別の行政計画につながる前段階の「成果レポート」の作成に合わせて調査・審査を行います。	総合計画等に議会の意見を反映させるよう、具体的な提言や提案を実施しましたか。	3.8
7	個別の行政計画に係る調査・審査	個別の行政計画につながる前段階の「成果レポート」の作成に合わせて調査・審査を行います。 議会の意見を反映させるよう、より詳細な調査・審査等を行い、議決に至るまで一貫して議会が賛同します。	個別の行政計画に議会の意思を反映させるよう、具体的な提言や提案を実施しましたか。	3.8
○基本方針～開かれた議会運営の実現～ 議会活動を県民に対して説明する義務を有することに籠み、積極的に情報の公開を図るとともに、県民が参画しやすい開かれた議会運営を行います。				
番号	評議対象取組	取組の方向	評議の観点	平均点
1	参考人制度等の活用	県政の重要な案件又は県民の利害に關わる重要な案件の調査・審査に当たっては、専門的知識を有する者のほか、利害関係者や県民の意見を反映させたため、必要に応じて参考人の招致や公聽会の開催を行います。	必要に応じて、参考人招致や公聽会の実施について協議を行いましたか。 参考人招致や公聽会における意見をその後の調査・審査に活用しましたか。	一
2	請願への対応	請願は適切な方法で実施しましたか(執行部からの意見陳述や紹介議員の出席要請)。 受理した請願については、主として所管の委員会に請願に署名を行います。また、採択した請願の内容が公報等に掲載されるなど、議会として請願の実現に向けた取組を行います。	請願は適切な方法で実施しましたか(執行部からの意見陳述など)。 請願に署名を行った請願の件数等に対する公報等に掲載されるなど、議会として請願の実現に向けた取組を行いましたか。(知事等に対する確認報告等の要求、知事等への申し入れ、意見書の提出など)	3.6

委員会名(戦略企画雇用経済常任委員会)

常任委員会活動 評価結果表

- 1 委員会活動の振り返り(委員会討議の結果の概要を記載する)
 　・総合計画のボリュームがあつた中で、ポイントを絞り込んで効率よく委員会の中で審議していくことができた。
 　・総合計画に係る審査・調査という点で、広聴広報の充実について、委員会の中で出された意見が反映された。
 　・議員間討議は無理に行うものでもないが、今後の課題として残るテーマである。

2 各委員会(理事)の評点の平均点

○基本方針～住民本位の政策決定と政策監視・評価の推進～ 議会の本来の機能である政境決定並びに知事等の事務の執行について監視及び評価を行います。

番号	評価対象取組	取組の方向	評価の基準	評価の得点	平均点
1	委員会審議の活性化	議事機関としての議会の機能を十分發揮するため、議員相互間の討論を積極的にを行うよう努めます。 また、効率的かつ効果的な委員会の運営を図るために、委員長会議の開催をはじめとした委員会間の情報共有、調整及び連合審査会の活用に努めます。	議員間討議の機会は十分に確保されていましたか。 議員間討議の機会を十分に活用しましたか。	3.1	
2	年間活動計画	効率的かつ効果的な委員会の運営を図るため、1年間の活動スケジュール、重点調査項目、県内外調査等の予定について定める年間活動計画を策定します。	年間活動計画の策定に当たって、委員会で十分に議論を行いましたか。 年間活動計画の内容は適切なものでしたか。 年間活動計画に沿って委員会活動を行いましたか。	3.8	
3	重点調査項目	県政で課題となっている項目など、年間を通じて特に調査を行っていく必要がある事を「重点調査項目」として予定について定めます。	重点調査項目の設定に当たって、委員会で十分に議論を行いましたか。 重点調査項目の内容は適切なものでしたか。	3.8	
4	県内外調査	「重点調査項目」を中心として、所管事項について調査するための県内外調査の予定を年間活動計画で定めます。	県内外調査における内容をその後の調査・審査に活用しましたか。	4.4	
5	当初予算に係る調査・審査	「当初予算」については、毎年度、議長を除く全議員参加型の予算決算常任委員会を中心に関査・審査を行います。 当初予算について、予算編成が始まる前や予算要求の段階から予算調製方針、予算要求状況などの調査・審査を行います。	当初予算について十分な調査・審査を行いましたか。	3.8	
6	総合計画に係る調査・審査	予算決算常任委員会に6つの分科会を設置し、当初予算の詳細な調査・審査を行います。 総合計画及び「みえ県民力ビジョン・行動計画」の策定並びに同行動計画の「成果レポート」の作成に合わせて調査・審査を行い、知事への申し入れを行います。	総合計画等に議会の意見を反映させるよう、具体的な提言や提案を実施しましたか。 総合計画等に議会の意見を反映させるよう、具体的な提言や提案を実施しましたか。	4.0	
7	個別の行政計画に係る調査・審査	個別の行政計画については、改定時期を見据え、基本的に所管の常任委員会で調査・審査を行います。 議会の意見を反映せざるより詳細な調査・審査等を行い、議決に至るまで一貫して議会が関与します。	個別の行政計画について十分な調査・審査を行いましたか。 個別の行政計画に議会の意見を反映せざるより詳細な調査・審査等を行いましたか。	3.7	

○基本方針～開かれた議会運営の実現～ 議会活動を県民に対して説明する義務を有することに鑑み、積極的に情報の公開を図るとともに、県民が参画しやすい開かれた議会運営を行います。

番号	評価対象取組	取組の方向	評価の基準	評価の得点	平均点
1	参考人制度等の活用	県政の重要な案件又は県民の利害に関わる重要な案件の調査・審査に当たつては、専門的知識を有する者のほか、利害関係者や県民の意見を反映させるため、必要に応じて参考人の招致や公聴会の開催を行います。	必要に応じて、参考人招致や公聴会の実施について協議を行いましたか。 参考人招致や公聴会における意見をその後の調査・審査に活用しましたか。	一	
2	議願への対応	受理した議願については、主として所管の委員会において、議案かつ慎重に審査を行います。また、採択した議願等の参考人の参考人招致など。	議願審査は適切な方法で実施しましたか(執行部からの意見取りや紹介議員の出席要求、請願者等の要請、知事等への申し入れ、意見書の提出など)。 議願等の参考人の参考人招致など、議会として順意の実現に向けて、具体的な取組を行いましたか。(知事等に対する経過報告等の要請、知事等への申し入れ、意見書の提出など)		

常任委員会活動評価総括表

委員会名(環境生活農林水産常任委員会)

1 委員会活動の振り返り(委員会討議の結果の概要を記載する)

- ・CSF対策や土砂条例など、必要な時期に必要な現地調査や関係者への聞き取りを行ふことができ、委員会活動として充実したものであった。
- ・県内外調査は大変勉強になり、その後の議論に生かすことができた。県産材利用に関する調査は、議会での検討会設置にもつながる調査であった。
- ・成果レポート等さまざまな申し入れを行うにあたり、委員会の議論をしつかりと盛り込むことができた。
- ・委員それぞれが活発に発言を行つたことにより、執行部とも充実した議論ができた。

2 各委員会(理事)の評点の平均点

○基本方針～住民本位の政策決定と政策監視・評価の推進～ 議会の本来の機能である政策決定並びに知事等の事務の執行について監視及び評価を行います。

番号	評価対象取組	取組の方向	評価の視点	平均点
1	委員会審議の活性化	議事機関としての議会の機能を十分發揮するため、議員相互間の討議を積極的に行なうよう努めます。 また、効率的な委員会の運営を図るため、委員長会議の開催をはじめとした委員会間の情報共有、調整及び連合審査会の活用に努めます。	議員間討議の機会は十分に確保されていましたか。 議員間討議の機会を十分に活用しましたか。 議員間討議を通じて合意形成を図るよう努めましたか。	4.5
2	年間活動計画	効率的かつ効果的な委員会の運営を図るために、1年間の活動スケジュール、重点調査項目、県内外調査等の予定について定める年間活動計画を策定します。	年間活動計画の策定に当たって、委員会で十分に議論を行いましたか。 年間活動計画に沿って委員会活動を行いましたか。	4.0
3	重点調査項目	県政で課題となっている項目など、年間を通して特に調査を行っていく必要がある事項を「重点調査項目」として年間活動計画で定めます。	重点調査項目の設定に当たって、委員会で十分に議論を行いましたか。 重点調査項目の内容は適切なものでしたか。	4.3
4	県内外調査	「重点調査項目」を中心として、所管事項について調査するための県内外調査の予定を年間活動計画で定めます。	県内外調査の調査先は適切でしたか。 県内外調査項目について十分な調査・審査を行いましたか。	4.4
5	当初予算に係る調査・審査	予算決算委員会に6つの分科会を設置し、当初予算の詳細から予算額製方針、予算要求状況などの調査・審査を行います。	「当初予算」については、毎年度、議長を除く全議員参加型の予算決算常任委員会を中心に調査・審査を行います。 「当初予算」について、予算編成が始まる前や予算要求の段階から予算額製方針、予算要求状況などの調査・審査を行います。	3.5
6	総合計画に係る調査・審査	総合計画及びみえ県民力ビジョン・行動計画の策定並びに同行動計画の「成果レポート」の作成に合わせて調査・審査を行い、知事への申入れを行います。	総合計画等について十分な調査・審査を行いましたか。 総合計画等に議会の意思を反映させるよう、具体的な提言や提案を実施しましたか。	3.8
7	個別の行政計画に係る調査・審査	個別の行政計画について、改定時期を見据え、基本的に各所管の常任委員会で調査・審査だけでなく、本会議における議案審議を行ななど、より詳細な調査・審査等を行い、議決に至るまで一貫して議会が関与します。	個別の行政計画について十分な調査・審査を行いましたか。 個別の行政計画に議会の意思を反映させよう、具体的な提言や提案を実施しましたか。	4.6
○基本方針～開かれた議会運営の実現～ 議会活動を県民に対して説明する義務を有することに鑑み、積極的に情報の公開を図るとともに、県民が参画しやすい開かれた議会運営を行います。				
番号	評価対象取組	取組の方向	評価の視点	平均点
1	参考人制度等の活用	県政の重要な案件又は県民の利害に關わる重要な案件の調査・審査に当たっては、専門的知識を有する者のほか、利害関係者や県民の意見を反映させたため、必要に応じて参考人の招致や公聽会の開催を行いました。	必要に応じて、参考人招致や公聽会の実施について協議を行いましたか。 参考人招致や公聽会に抬げる意見をその後の調査・審査に活用しましたか。	—
2	請願への対応	受理した請願については、主として所管の委員会において、該実かつ慎重に審査を行います。また、採択した請願については、必要に応じて、知事等にあわせて、公報等に掲載する旨の報告を求めるほか、国等に对于する意見書を提出するなど、議会として請願の実現に向けた取組を行います。	請願審査は適切な方法で実施しましたか(執行部からの意見陳述や紹介議員の出席要求、請願者の参考人招致など)。 採択した請願の実現に向け、具体的な取組を行いましたか。(知事等に対する性別報告等の要求、知事等への申し入れ、意見書の提出など)	3.4

○基本方針 評価総括表

1 委員会活動の振り返り(委員会討議の結果の概要を記載する)

・計画改訂等が多くあったが、また予備日も使いながら、十分に審査・調査をすることができた。

・児童虐待防止という課題の多い事象に対し、参考人招致や県外調査という手法を用いることで、より詳細な調査ができた。

・地域福祉支援計画の策定に伴い、特に課題として取り上げたひきこもり支援について、重点的に調査することができた。

・今年度は子ども・福祉部所管の計画改訂等が非常に多く、各部局の調査時間に大きな差が生じたため、状況に応じて開催順序を検討する等の対応も必要である。

2 各委員会(理事)の評点の平均点

○基本方針 ～住民本位の政策決定と政策監視・評価の推進～ 優良の本來の機能である政策決定並びに知事等の業務の執行について監視及び評価を行います。

番号	評価対象取組	取組の方向	評価の視点	平均点
1	委員会審議の活性化	議事機関としての議会の機能を十分發揮するため、議員間の討論を積極的に行うよう努めます。また、効率的な委員会運営を図るために、委員会議の開催をはじめとした情報共通化・調整及び連合審査会の活用に努めます。	議員間討議の機会は十分に確保されましたか。 議員間討議の機会を十分に活用しましたか。	3.6
2	年間活動計画	効率的かつ効果的な委員会の運営を図るため、1年間の活動スケジュール、重点調査項目、県内外調査等の予定について定める年間活動計画を策定します。	年間活動計画の策定に当たっては、議論を行いましたか。 年間活動計画に沿って委員会活動を行いましたか。	4.6
3	重点調査項目	県政で課題となっている項目など、年間を通じて特に調査を行っていく必要がある事項を「重点調査項目」として年間活動計画で定めます。	重点調査項目の策定に当たっては、議論を行いましたか。 重点調査項目について十分な調査・審査を行いましたか。	5.0
4	県内外調査	「重点調査項目」を中心として、所管事項について調査するための県内外調査の予定を年間活動計画で定めます。	県内外調査の調査先は適切でしたか。 県内外調査における内容をその後の調査・審査に活用しましたか。	4.9
5	当初予算に係る調査・審査	「当初予算」については、毎年度、議長を除く全議員参加型の予算決算常任委員会を中心に調査・審査を行います。当初予算について、予算編成が始まる前や予算要求の段階から予算調製方針、予算要求状況などの調査・審査を行います。	当初予算について十分な調査・審査を行いましたか。 当初予算に議会の意思を反映させるよう、具体的な提言や提案を実施しましたか。	4.0
6	総合計画に係る調査・審査	個別の行政計画についても、改定時期を見据え、基本的には所管の常任委員会で調査・審査だけでなく、本会議において開示された情報の意見反映を図る計画については、所管の常任委員会での調査・審査だけではなく、本会議における議案質疑を行うなど、より詳細な調査・審査等を行い、議決に至るまで一貫して議論が開かれます。	総合計画等について十分な調査・審査を行いましたか。 個別の行政計画について十分な調査・審査を行いましたか。	4.1
7	個別の行政計画に係る調査・審査	議会の議決がまとまらない場合は、所管の常任委員会での調査・審査だけではなく、本会議における議案質疑を行うなど、より詳細な調査・審査等を行い、議決が開かれます。	個別の行政計画に議会の意思を反映させるよう、具体的な提言や提案を実施しましたか。	4.1
○基本方針 ～開かれた議会運営の実現～ 優良活動を県民に対して説明する義務を有することに鑑み、積極的に情報の公開を行とともに、県民が参画しやすい開かれた議会運営を行います。				
番号	評価対象取組	取組の方向	評価の視点	平均点
1	参考人制度等の活用	県政の重要な案件又は県民の利害に關わる重要な案件の調査・審査に当たっては、専門的知識を有する者のほか、利害関係者や県民の意見を反映させるため、必要に応じて参考人の招致や公聴会の開催を行います。	参考人招致や公聴会の実施について協議を行いましたか。 参考人招致や公聴会における意見をその後の調査・審査に活用しましたか。	4.4
2	請願への対応	受理した請願については、主として所管の委員会において、誠実かつ慎重に審査を行います。また、採択した請願には、必要に応じて、知事等に對しその処理の経過及び結果の報告を行います。また、採択した請願の願意の実現に向けた取組を行います。	請願の参考人招致など。 請願者の意見提出など。 請願等の要求、知事等への申し入れ、意見書の提出など。	4.0

常任委員会活動 評価総括表

委員会名(防災県土整備企業常任委員会)

1 委員会活動の振り返り(委員会討議の結果の概要を記載する)

- 県内外調査について、視察先の現状等を十分に把握でき、大変充実した調査となりました。また、委員会での議論だけでなく、現場に行くことの大切さを感じた。
- 入札制度の改善等に向け、委員会としても、引き続き、調査・研究することも大切である。

2 各委員会(理事)の評点の平均点

○基本方針～住民本位の政策決定と政策監視・評価の推進～ 議会の本来の機能である政策の執行について監視及び評価を行います。

番号	評価対象取組	取組の方向	評価の観点	平均点
1	委員会審議の活性化	議事機関としての議会の機能を十分発揮するため、議員相互間の討議を積極的に行うよう努めます。 また、効率的かつ効果的な委員会運営を図るために、委員長会議の開催をはじめとした委員会間の情報共有・調整及び連合審査会の活用に努めます。	議員間討議の機会は十分に確保されましたか。 議員間討議の機会を十分に活用しましたか。	3.3
2	年間活動計画	効率的かつ効果的な委員会の運営を図るため、1年間の活動スケジュール、重点調査項目、県内外調査等の予定について定める年間活動計画を策定します。	年間活動計画の策定に当たって、委員会で十分に議論を行いましたか。 年間活動計画の内容は適切なものでしたか。	3.7
3	重点調査項目	県政で課題となっている項目など、年間を通じて特に調査を行っていく必要がある事項を「重点調査項目」として年間活動計画で定めます。	重点調査項目の設定に当たって、委員会で十分に議論を行いましたか。 重点調査項目の内容は適切なものでしたか。	3.6
4	県内外調査	「重点調査項目」を中心として、所管事項について調査するための県内外調査の予定を年間活動計画で定めます。	県内外調査項目について十分な調査・審査を行いましたか。 県内外調査における内容をその後の調査・審査に活用しましたか。	4.6
5	当初予算に係る調査・審査	「当初予算」については、毎年度、議長を除く全議員参加型の予算決算常任委員会を中心にして調査・審査を行います。当初予算について、予算編成が始まる前や予算要求の段階から予算調製方針、予算要求状況などの調査・審査を行います。	当初予算について十分な調査・審査を行いましたか。 当初予算に係る予算の詳細な調査・審査を行いましたか。	3.7
6	総合計画に係る調査・審査	総合計画常任委員会に6つの分科会を設置し、当初予算の各分科会に合わせて「総合計画」「政策計画」「みえ県民力ビジョン」「行動計画」「政策実行計画」「政策評議会」の6つの行動計画の「成果レポート」の作成に取り組んでいます。	総合計画等について十分な調査・審査を行いましたか。 総合計画等に議会の意見を反映させるよう、具体的な提言や提案を実施しましたか。	3.7
7	個別の行政計画に係る調査・審査	個別の行政計画については、改定時期を把握え、基本的には所管の常任委員会で調査・審査を行います。 議会の議定対象となる計画については、所管の常任委員会での調査・審査だけでなく、本会議における議案質疑を行うなど、より詳細な調査・審査等を行い、議決に至るまで一貫して議会が関与します。	個別の行政計画について十分な調査・審査を行いましたか。 個別の行政計画に議会の意思を反映させるよう、具体的な提言や提案を実施しましたか。	3.4

○基本方針～開かれた議会運営の実現～ 議会活動を県民に対して説明する義務を有することに鑑み、積極的に情報の公開を図るとともに、黒星が参画しやすい開かれた議会運営を行います。

番号	評価対象取組	取組の方向	評価の観点	平均点
1	参考人招致等の活用	県政の重要な審議又は県民の利害に關わる重要な審議の調査・審査に当たつては、専門的知識を有する者のほか、利害関係者や県民の意見を反映させるため、必要に応じて参考人の招致や公聽会の開催を行います。	必要に応じて、参考人招致や公聽会の実施について協議を行いましたか。 参考人招致や公聽会における意見をその後の調査・審査に活用しましたか。	—
2	請願への対応	受理した請願については、主として所管の委員会において、論理かつ慎重に調査を行います。また、採択した請願の審議の実現に向けて請意の実現に向けた取組を行います。 請願を提出するなど、議会として請意を実現するための取組を行いましたか。(知事等に対する経過報告等の要求、知事等への申し入れ、意見書の提出など)	請願調査は適切な方法で実施しましたか(執行部から後の意見を聞き取りや紹介議員の出席要求、請願者の参考人招致など)。 採択した請願の審議の実現に向け、具体的な取組を行いましたか。(知事等に対する経過報告等の要求、知事等への申し入れ、意見書の提出など)	—

常任委員会活動評価総括表

1 委員会活動の振り返り(委員会計議の結果の概要を記載する)
現場での体験や先進的な事例について県内外調査を行ったことで、所管する事業の重要性を認識して議論することができた。

・委員会で議論したことで、来年度に実施する事業の取組につなげることができた。

・連合審査会を開催して関連する他の委員会とより議論することができた。

・部局をまたぐ事項について開連部局同席の申し入れを行い、審議の活性化を図る環境を整えることができた。

2 各委員会(理事)の評点の平均点

○基本方針～住民本位の政策決定と政策監視・評価の推進～ 議会の本来の機能である政策決定並びに知事等の業務の執行について監視及び評価を行います。

番号	評価対象取組	取組の方向	評価の視点	平均点
1	委員会審議の活性化	議事機関としての議会の機能を十分に確保されていましたか。 また、効率的かつ効果的な委員会の運営を図るために、委員長会議の開催をはじめとした委員会間の情報共有・調査及び連合審査会の活用に努めます。	議員間討議の機会は十分に確保されていましたか。 議員間討議の機会を十分に活用しましたか。	3.4
2	年間活動計画	効率的かつ効果的な委員会の運営を図るために、1年間の活動スケジュール、重点調査項目、県内外調査等の予定について定める年間活動計画を策定します。	年間活動計画の策定に当たって、委員会で十分に議論を行いましたか。 年間活動計画の内容は適切なものでしたか。 年間活動計画に沿って委員会活動を行いましたか。	3.8
3	重点調査項目	県政で課題などしている項目など、年間を通じて特に必要がある事項を「重点調査項目」として年間活動計画で定めます。	重点調査項目の設定に当たって、委員会で十分に議論を行いましたか。 重点調査項目の内容は適切なものでしたか。 重点調査項目について十分な調査・審査を行いましたか。	3.8
4	県内外調査	「重点調査項目」を中心として、所管事項について調査するための県内外調査の予定を年間活動計画で定めます。	県内外調査の調査先是は適切でしたか。 調査先で十分な調査を実施しましたか。 県内外調査における内容をその後の調査・審査に活用しましたか。	4.3
5	当初予算に係る調査・審査	「当初予算」については、毎年度、議長を除く全議員参加型の予算決算常任委員会を中心に開会・審査を行います。 当初予算について、予算編成が始まる前や予算要求の段階から予算別製造会、予算要求状況などの調査・審査を行います。 予算決算常任委員会に6つの分科会を設置し、当初予算の詳細な調査・審査を行います。	当初予算について十分な調査・審査を行いましたか。 当初予算に議会の意図を反映させるよう、具体的な提言や提案を実施しましたか。	3.6
6	総合計画に係る調査・審査	総合計画及び住民力ビジョン行動計画の策定並びに行動計画の「成果レポート」の作成に合わせて調査・審査を行い、知事への申し入れを行います。	総合計画等について十分な調査・審査を行いましたか。 総合計画等に議会の意図を反映させるよう、具体的な提言や提案を実施しましたか。	3.6
7	個別の行政計画に係る調査・審査	個別の行政計画については、改定時期を見据え、基本的には所管の常任委員会で調査・審査を行います。 議会の議決等の議法対象となっている計画については、所管の常任委員会での調査・審査だけではなく、本会議における議論質疑を行うなど、より詳細な調査・審査を行います。 議論に至るまで一貫して議会が開かれます。	個別の行政計画について十分な調査・審査を行いましたか。 個別の行政計画に議会の意見を反映させるよう、具体的な提言や提案を実施しましたか。	3.5
○基本方針～開かれた議会運営の実現～ 議会活動を県民に対して説明する義務を有することに鑑み、積極的に情報の公開を行ふとともに、県民が参画しやすい開かれた議会運営を行います。				
番号	評価対象取組	取組の方向	評価の視点	平均点
1	参考人制度等の活用	県政の重要な案件又は県民の利害に關わる重要な事件の調査・審査に当たっては、専門的知識を有する者がほか、利害関係者や県民の意見を反映させるため、必要に応じて参考人の招致や公聽会の開催を行います。	参考人招致や公聽会における意見をその後の調査・審査に活用しましたか。	—
2	講師への対応	受理した講師については、主として所管の委員会において、該該かつ慎重に審査を行います。また、採択した講師に講師の意見を提出するなど、議会として講師の意見の実現に向けて取組を行います。	講師審査は適切な方法で実施しましたか(執行部からの意見聴取や紹介議員の出席要求、講師の参考人招致など)。 採択した講師の意見を提出するなど、議会に対し意見書を提出するなど、議会として講師の意見の実現に向けて取組を行いましたか。(知事等に対する監視報告等の要求、知事等への申し入れ、意見書等への提出など)	3.3

特別委員会活動・評価総括表

特別委員会名(外国人労働者支援調査特別委員会)

- 基本方針～住民本位の政策決定と政策監視・評価の推進～ 講会の本来の機能である政策決定並びに知事等の業務の執行について監視及び評価を行います。
- 各回ごとに論点が整理されており、意見を集約するにあたり有効な進行であった。
- 参考人招致や県外調査の相手方、調査内容については、ひとつが有効なものであった。

2 特別委員会の評点の平均点

○ 基本方針～住民本位の政策決定と政策監視・評価の推進～ 講会の本来の機能である政策決定並びに知事等の業務の執行について監視及び評価を行います。

番号	評価対象取組	取組の方向	評価の観点	平均点
1	委員会審議の活性化	議事機関としての講会の機能を十分発揮するため、議員相互間の討議を積極的に行うよう努めます。委員会運営を図るために、委員長会議の開催をはじめとした委員会間の情報共有・調整及び連合審査会の活用に努めます。	議員間討議の機会は十分に確保されましたか。 議員間討議の機会を十分に活用しましたか。 議員間討議を通じて合意形成を図るよう努めましたか。	4.7
2	年間活動計画	効率的かつ効果的な委員会の運営を図るために、1年間の活動スケジュール、重点調査項目、県内外調査等の予定について定める年間活動計画を策定します。	年間活動計画の策定に当たって、委員会で十分に議論を行いましたか。 年間活動計画の内容は適切なものでしたか。 年間活動計画に沿って委員会活動を行いましたか。	4.3
3	重点調査項目	県政で課題となっている項目など、年間を通じて特に調査を行っていく必要がある事項を「重点調査項目」として年間活動計画で定めます。	重点調査項目の設定に当たって、委員会で十分に議論を行いましたか。 重点調査項目の内容は適切なものでしたか。	4.4
4	県内外調査	「重点調査項目」を中心として、所管事項について調査するための県内外調査の予定を年間活動計画で定めます。	県内外調査の調査先は適切でしたか。 調査先で十分な調査を実施しましたか。 県内外調査における内容をその後の調査・審査に活用しましたか。	4.0

○ 基本方針～開かれた講会運営の実現～ 講会活動を県民に対して説明する義務を有することに鑑み、積極的に情報の公開を図るとともに、県民が参画しやすい開かれた講会運営を行います。

番号	評価対象取組	取組の方向	評価の観点	平均点
1	参考人制度等の活用	県政の重要な案件又は県民の利害に関する重要な案件の調査・審査に当たつては、専門的知識を有する者のほか、利害関係者や県民の意見を反映させるため、必要に応じて参考人の招致や公聴会の開催を行います。	必要に応じて、参考人招致や公聴会の実施について協議を行いましたか。 参考人招致や公聴会における意見をその後の調査・審査に活用しましたか。	4.7
2	請願への対応	受理した請願については、主として所管の委員会において、誠実かつ慎重に調査を行います。また、採択した請願については、必要に応じて、知事等に対しその処理の経過及び結果の報告を求めるほか、国等に対し意見書を提出するなど、議会として請願の実現に向けた取組を行います。	請願審査は適切な方法で実施しましたか(執行部からの意見聴取や紹介議員の出席要求、請願者の参考人招致など)。 採択した請願の実現に向けて、具体的な取組を行いましたか。(知事等に対する経過報告等の要求、知事等への申し入れ、意見書の提出など)	△

行政部門別常任委員会年間活動計画作成について

1 部局所管事項概要調査

- 5月22日（金） 戦略企画雇用経済常任委員会
教育警察常任委員会
5月25日（月） 環境生活農林水産常任委員会
医療保健子ども福祉病院常任委員会
5月26日（火） 総務地域連携常任委員会
防災県土整備企業常任委員会

2 年間活動計画について協議

- (1) 部局の所管事項概要説明を踏まえ、重点調査項目を選定する。
- (2) 重点項目について、いつ頃、どのような方法（例：執行部説明、参考人招致、県内外調査、委員間での議論など）で調査を行うか協議する。
- (3) 県内外調査の日程、調査したい項目について協議する。
※参考：年間活動計画書
※委員会が活動していく中で、年間活動計画に変更が生じた場合は、その都度、年間活動計画の修正を委員会で協議する。

3 年間活動計画書の作成

2での議論を踏まえ、正副委員長が年間活動計画書を作成し、委員に配付する。

特別委員会活動計画作成について

1 特別委員会所管事項調査項目

- ・ 差別解消を目指す条例検討調査特別委員会

2 活動計画について協議 <6月1日(月)>

- (1) 特別委員会の所管事項に基づき、調査項目を絞る。
- (2) 最終の目標、調査期間について協議する。
(例：提言、予算への反映など)
- (3) (1) の調査項目にかかる具体的な調査方法及び内容を検討する。
(いつ頃、どのような方法で (例：執行部説明、参考人招致、県内外調査、委員間での議論、どのような内容の調査を行うかなど)

※委員会が活動していく中で、活動計画に変更が生じた場合は、その都度、活動計画の修正を委員会で協議する。

3 活動計画書の作成

2での議論を踏まえ、正副委員長が活動計画書を作成し、後日、委員に配付する。

常任委員会活動計画書

資料 1-5

常任委員会（令和 年5月～令和 年5月）

令和 年 月 日現在

1 所管調査事項

- 2 重点調査項目
 (1)
 (2)
 (3)
 (4)

3 活動計画表

重点調査項目 令和 年 5月	令和 年 6月	令和 年 7月	令和 年 8月	令和 年 9月	令和 年 10月	令和 年 11月	令和 年 12月	令和 年		
								1月	2月	3月
(1)										
(2)										
(3)										
(4)										
執行部の主な予定										

4 県内外調査について

(1)県内調査
月 日～月 日 (泊 日)

(2)県外調査
月 日～月 日 (泊 日)

特別委員会活動計画書

資料 1-6

特別委員会（令和 年5月～令和 年5月）

1 所管調査事項

- 2 重点調査項目
 (1)
 (2)
 (3)

3 活動計画表

重点調査項目	令和 年 5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	令和 年 1月	2月	3月	4月	5月
(1)													
(2)													
(3)													
執行部の主な予定													

14

4 県内外調査について

- (1) 県内調査
 月 日～月 日 (治 治 日)
 (2) 県外調査
 月 日～月 日 (治 治 日)

外国人労働者支援調査特別委員会

提 言 書

目 次

I はじめに	1
II 提 言	2
1 日本語教育の支援	2
2 企業との関わり	3
3 県の支援体制の強化・拡充	5

令和2年3月19日

I はじめに

昨年4月に新たな在留資格「特定技能」が創設されたことなどに伴い、外国人労働者のさらなる増加が予想される中、県内で暮らす外国人労働者が安心して働き、生活するために、どのような支援が必要か調査することを目的に本委員会が設置された。

今、三重県は少子化、高齢化等により県内の生産年齢人口が減少している。こうした中で、外国人労働者数は令和元年10月末現在で30,316人と、4年連続で過去最高人数を更新しており、地域の産業やコミュニティの重要な担い手として必要不可欠な存在となりつつある。

特に、本県は、県内総人口に占める外国人住民の割合が2.78パーセント（平成31年1月1日現在 総務省調）で全国第4位と高く、また、在留活動・期間に制限のない「永住者」が多いなどの特性があることから、行政として外国人労働者の就労環境や生活環境の改善を支援していくことは、暮らしの保障だけでなく、地域の産業やコミュニティを守ることにもつながる。

本委員会では、令和元年5月の設置以降、「日本語教育の支援」「企業等の関わり」「三重県多文化共生総合相談ワンストップセンターの在り方」の3つを重点調査項目に位置付け、執行部からの聞き取り調査、参考人招致、県内外調査、委員間討議といった方法により、調査を重ねてきた。

このたび、こうした調査や討議を基に、本特別委員会としての意見を提言としてまとめるものである。

II 提言

1 日本語教育の支援

外国人労働者にとって、最も大きな課題となるのが日本語の習得である。

外国人等への日本語教育については、「日本語教育の推進に関する法律」において、国、地方公共団体、事業主の責務が定められている。事業主として外国人労働者を受け入れる企業等において、日本語の学習機会の確保や支援が行われるのはもちろんのことであるが、市町は基礎自治体として、県は広域の自治体として、役割を分担し、日本語教育の支援を行っていく必要がある。

県内の現状をみると、生活者としての日本語習得を目的とした地域の日本語教室は、その多くをボランティア等が担っている。一方で、日本語能力試験等の勉強を希望する意欲的な技能実習生も増加しており、地域の日本語教室では対応しきれないという声も聞こえてくる。

また、次に働く世代となる永住者・定住者の子ども等に対しては、将来、希望する職に就き、地域で活躍する人材となることができるよう、生活者としての日本語習得に留まらず、学校における日本語教育を充実し、学習言語の習得につなげることが必要である。

○質の高い日本語教育を行うために、計画的に指導者を確保・育成すること

○日本語指導者の待遇の改善に取り組むよう、国に求めること

日本語の確実な習得につながるよう、日本語教育の質を担保することが重要であることから、有資格者等、指導者の確保・育成を計画的に行うこと

また、継続して日本語教育の水準を確保していくためにも、指導に適した人数や環境で教室を開催し、指導者に対して相応の対価が支払われるような仕組みを構築していくかなければならないこと

から、指導者の待遇改善への取組について国に求めていくこと

- 県内全域での日本語教育の水準、機会の確保を行うこと
- 受講希望者のニーズに応じたレベル展開を行うこと
- 日本語教室の指導内容に関するガイドラインを作成すること

現在は外国人住民集住市を中心に日本語教室が開催されているが、今後、その他の地域においても外国人労働者の増加に伴い、日本語教室の必要性が高まることが予想されることから、県内のどの地域でも同様の支援、学習機会を得られるよう、市町、関係団体やボランティアの方等と連携し、日本語教室の拡充などの環境整備を支援すること

- 学校における日本語教育の充実を図ること

次に働く世代となる永住者・定住者の子ども等に対しては、将来、希望する職に就き、地域で活躍する人材となることができるよう、生活者としての日本語習得に留まらず、教育政策として学校における日本語教育を充実し、学習言語の習得につなげること

また、子どもの成長段階に応じた適切なカリキュラムや教材の作成・活用等についても検討すること

あわせて、日本の学校教育、雇用、社会保障制度等についても情報提供を行い、自らの進学・就職について考える機会を提供とともに、保護者に対しても同様に、子どもの進学・就職に対する理解を深めていく機会を提供すること

2 企業との関わり

外国人技能実習制度や新たな在留資格である特定技能制度により

外国人労働者を受け入れる企業については、これまで時間と費用をかけて実習生等を適切に受け入れている企業がある一方で、その義務を果たしていない企業もあると聞く。

新たな在留資格制度は未だ過渡期にあるうえ、指導・監督権限等は所掌する大臣や国に属するものが多く、企業等に対し、県の責任のみにおいてできることは多くない。そうであっても、企業が所在し、外国人労働者が暮らす地域の自治体として、国、企業、関係機関等と連携を密にし、少なくとも、県内で働く外国人労働者が適切に受け入れられるよう、動向を注視し、県も積極的に支援する姿勢を示していく必要がある。

○企業等に対し、労働環境の整備や法令の遵守に関する周知・啓発や「働くための日本語教育」導入の働きかけを行うこと

外国人労働者が安心して働くことができるよう、企業や経済団体等に対し、労働環境の整備や労働関係法令の遵守に加えて、企業等における日本語教育の必要性についても周知・啓発を行うこと

特に、企業における日本語教育においては、日本独特の企業文化や職場マナーなどの社会人としてのスキルと、仕事に最低限必要な日本語の両方を短期間で習得できるよう組み合わせた「働くための日本語教育」を、時機を逸することなく行う必要があることから、企業や経済団体等に導入の働きかけを行うこと

○監理団体、登録支援機関等がそれぞれの機能向上を図り、法律や制度で求められる役割を果たすよう、団体等に対する周知・啓発を国に求めること

技能実習制度や特定技能制度においては、外国人労働者の受け入れに際し、日本語教育や各種研修、外国人労働者からの相談対応

等、監理団体や登録支援機関等が果たすべき役割も大きいことから、法律や制度で求められる役割について改めて周知・啓発を行い、団体等の機能向上を図るよう、国に求めるこ

○技能実習制度や特定技能制度等の新制度が、制度設計どおりに運用されているか実態把握を行うよう、国に求めるこ

技能実習制度や特定技能制度等の新制度は未だ過渡期にあることから、監理団体、登録支援機関、受け入れ企業や外国人労働者等の現状が、法制度に沿ったものとなっているか、本県をはじめ外国人労働者が集住する地域等の実態把握を行うよう、国に求めるこ

3 県の支援体制の強化・拡充

(外国人相談サポートセンター「Mi e Co (みえこ)」)

外国人住民等の直接の相談窓口として、令和元年8月、みえ外国人相談サポートセンター「Mi e Co (みえこ)」が設置され、多言語での相談対応が行われている。

本年1月末の時点で、前年同期間（8月～1月の6ヶ月間）の3倍を超える332件の相談が寄せられていることからも分かるとおり、そのニーズは高く、今後、外国人労働者の増加に伴い、機能を充実させていく必要がある。

○相談者のニーズに応じた段階的な機能拡充を行うとともに、適時適切な人員配置と予算措置を行うこと

Mi e Coに寄せられる相談件数の増加等も勘案しながら、隨時適切な数の相談員を配置するとともに予算措置を行うこと

また、今後は、例えば相談者が来訪しやすい休日や夜間の相談対

応や、各種機関と連携した専門相談窓口の拡充等、Mi e Co利用者のニーズに応じた機能拡充についても検討すること

○Mi e Coを中心としたネットワークの構築を行うこと

国、県、市町、外国人労働者の支援に携わる団体、企業等と共に、Mi e Co（みえこ）を中心としたネットワークを構築し、互いに情報を共有し、支援の輪を県内全域に広げていくこと

また、支援の中心となる日本語教育については、構築したネットワークを活用したノウハウの共有、助け合い、課題解決が必要となることから、Mi e Coに日本語教育の情報と支援機能を集約し、中心的役割を担う機関とすること

（県庁内の体制構築）

府内においては、外国人労働者について、多文化共生、教育、福祉などのいわゆる生活者支援の視点をもつ部局と、各種産業、雇用などの産業人材としての活用の視点をもつ部局が連携し、組織横断的に施策を進めていく必要がある。

○実行力のある府内連携体制を構築すること

県では既に、「外国人材の受入れ・共生に関する三重県府内調整会議」等も設けられているが、今後はこれら会議等における情報共有に留まらず、各分野で抱える課題について、さまざまな視点から議論し、解決に向けた県としての取組方針を決定し、実行に移すことができる組織体制の構築を行うこと

また、適切な支援（機関）につなげるためのマニュアルを作成し、関係機関等と共有するなど、有効に活用すること

加えて、例えば人手不足が懸念されている介護人材等について、就労を希望する外国人労働者とのマッチング、日本語教育も含めた研修の充実を行うとともに、他の職でも同様の検討を行うこと

○多文化共生の意識を醸成するための啓発及び交流事業の促進を行うこと

外国人労働者を受け入れる側である県民や企業等に向けて、外国人労働者が地域の担い手として欠かせない存在になりつつあるという県内の現状についての正しい知識と理解を深めるために、周知・啓発を行うとともに、互いの文化や風習等への理解を深めるための交流促進事業を充実し、多文化共生の意識を醸成していくこと

○外国人労働者の支援にかかる予算の確保を行うこと

外国人労働者支援にかかる取組は人材の育成や体制づくり等、その多くは「人」の力を必要とするものであるが、継続して支援を行っていくために必要となる予算についても、引き続き国事業や各種助成制度等を活用し、確保すること

○県のグランドデザインを描くこと

三重で暮らす外国人労働者が地域社会に欠かせない存在となり、地域の担い手として活躍できるよう、他県に先んじて近い将来のグランドデザインを描き、実現に向けて施策を進めること

以上

外国人労働者支援調査特別委員会

委 員 名 簿

委員長	小島 智子
副委員長	石田 成生
委 員	小林 貴虎
委 員	廣 耕太郎
委 員	山本 里香
委 員	藤田 宜三
委 員	東 豊
委 員	舟橋 裕幸
委 員	西場 信行

資料2—1

委員会の県内外調査について

【平成23年5月6日各派世話人会改正】

(県内調査)

- 常任委員会 原則として日帰り調査を2回程度実施。
特別委員会 日帰りの調査を適宜実施することができる。

(県外調査)

- 常任委員会 2泊3日以内の行程で1回実施することができる。
特別委員会 1泊2日以内の行程で1回実施することができる。
議会運営委員会 2泊3日以内の行程で1回実施することができる。

◆ 行政部門別常任委員会の県内外調査日程（令和2年度）

【日程（暫定案）】

令和2年11月 9日（月）～11月12日（木）
11月16日（月）～11月19日（木）

※ ただし、調査時期を逸してしまうと判断される案件がある場合は、
上記日程（暫定案）にかかわらず実施することができるものとする。

委員会の少人数の委員による委員派遣（県内調査）の
実施方法についての申し合わせ

【平成21年6月4日代表者会議了承】

1 実施に当たっての基本的な考え方

常任委員会の一部委員による県内調査は、委員全員で行う県内調査を補完するものとして調査目的及び必要性を明確にした上で実施することができるものとする。

特別委員会の一部委員による県内調査は、調査目的及び必要性を明確にした上で実施することができるものとする。

2 委員派遣の手続

- (1) 委員会において、派遣の期日、場所、目的及び内容、委員名を明らかにして、実施を決定する。
- (2) 委員長は、委員派遣承認要求書（様式1）を議長に提出し、承認を得る。
- (3) 派遣された委員は、調査を終了したときは、委員派遣終了報告書（様式2）を作成し、委員長に提出するとともに、委員会において調査の結果を報告する。

3 実施方法

- (1) 派遣日数
日帰りの調査とする。
- (2) 派遣人数
下限は2名以上、上限は5名以下とし、同一会派の委員のみとしない。
- (3) 書記の随行
書記は随行しない。
- (4) 交通手段
公共交通機関の使用を原則とするが、委員の自家用車の使用も可能とするものとする。
- (5) その他
地元議員への通知は行わない。

(様式1)

年 月 日

三重県議会議長 様

〇〇〇〇 委員長

派遣承認要求書

本委員会は、下記により委員を派遣することに決定したので、承認されるよう会議規則第54条の規定により要求します。

記

- 1 日時
- 2 場所
- 3 派遣の目的及び内容
- 4 派遣委員の氏名
- 5 経費

(様式2)

年 月 日

三重県議会〇〇〇〇委員長 様

〇〇〇〇委員

〇〇〇〇委員

〇〇〇〇委員

委員派遣による調査結果報告書

下記のとおり委員派遣による調査を終了しましたので、御報告いたします。

記

- 1 調査期日
- 2 調査場所
- 3 調査内容

資料3

委員長報告及び附帯決議の取扱いについての 委員長会議の申合せ事項

【平成24年11月20日 委員長会議決定】

委員長報告及び附帯決議の意義を鑑み、委員長報告で特に言及した事項及び附帯決議を行った事項について、委員会の所管事項調査の中で執行部の報告（以下「経過報告」という）を求めることとし、その取扱いについて以下のとおり申し合わせる。

1 経過報告を求める事項

- (1) 委員長報告で特に言及した事項のうち、委員会が必要と判断したもの
- (2) 附帯決議を行った事項

2 経過報告を求める時期等

経過報告を求める時期は、委員長報告については委員会で協議し決定することとし、附帯決議については、原則、次の委員会とする。

また、経過報告を求める期間は、委員長報告あるいは委員会で採択した附帯決議の報告を行った本会議から概ね一年以内とする。

3 その他

毎年の役員改選後の委員会においても引き続き経過報告を求める必要があるものについては、遗漏のないよう委員長が引き継ぐものとする。